

火入許可申請方法

1. 火入許可申請について

市内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、山岳、荒廃地、その他の土地で火入れを行うには許可が必要となりますので、市役所産業課農政担当へ申請してください。

2. 申請から実際に火入れを行うまでのスケジュール

①申請（市条例第2条第1項）

火入れ予定期間初日の**10日前まで**に、火入許可申請書及び必要となる書類を添えて、市役所産業課農政担当へ提出してください。

No.	必要書類	様式等	記入要領など	必要部数
1	火入許可申請書	様式第1号		2通
2	見取図	任意	火入地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を明記	2部
3	承諾書	任意（参考様式あり）	火入地が申請者以外の者が所有、又は管理する土地であるとき	1通
4	その他市長が必要と認める書類			

②火入許可証の交付（市条例第4条）及び返納（市条例第9条）

- ・ 許可基準に基づき内容を審査のうえ、基準を満たしている場合には市役所産業課農政担当より火入許可証を交付します。
- ・ ※市職員は火入れの許可のため、必要に応じて火入地の立ち入りし、実地調査を行う場合があります。
- ・ 市産業課農政担当は火入れの許可を行ったことを市消防長に通知します。
- ・ 火入許可証は、火入れが終了したとき又は火入れ対象期間を経過したときは、速やかに市役所産業課農政担当に返納してください。

③火入れの通知（市条例第8条）

火入れの許可を受けた者は、火入れの場所及び日時を火入れを行う前日までに市役所産業課農政担当（Tel0568-44-0341）へ通知してください。

④火入れの実施（市条例第10条、第12条、第15条、他）

- ・ 火入者は、火入れにあたり、1回の火入れの面積に応じた火入従事者を配置してください。
- ・ 火入責任者は、火入れに際し火入許可証を携帯し、直接火入れの指揮監督をしてください。
- ・ 火入者及び火入責任者は、火入れを行うにあたって市及び消防に連絡することのできる体制を確保してください。

※ その他にも遵守事項がありますので、犬山市火入れに関する条例を確認してください。